

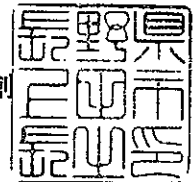
告示第 78 号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定により中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成28年4月1日から施行する。

なお、平成25年3月1日付け告示第22号（法第7条の3第1項の規定による中間検査に係る特定工程及び同条第6項の規定による特定工程後の工程の指定）は、平成28年3月31日限り廃止とする。

平成28年 4 月 1 日

上田市長 母袋 創



- 1 中間検査を行う区域
上田市全域
- 2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
次のいずれかに該当するもの
 - ア 主要構造部である柱又は梁の過半を鉄骨造としたもので、階数が3以上又は延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの
 - イ 法別表第1の(1)から(4)までの項の(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物（共同住宅を除く。）で、階数が3以上かつ延べ面積が500平方メートルを超えるもの
- 3 指定する特定工程
 - (1) 鉄骨造にあつては、1階の建方工事
 - (2) 鉄骨造以外の構造にあつては、2階の床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工事
- 4 指定する特定工程後の工程
 - (1) 鉄骨造にあつては、耐火被覆工事、内装工事、外装工事、その他鉄骨の接合部を隠ぺいする工事
 - (2) 鉄骨造以外の構造にあつては、2階の床及びこれを支持する梁に配置された鉄筋をコンクリート、その他これに類するもので覆う工事
- 5 適用の除外
法第68条の20の認証型式部材等を有する建築物又は法第85条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。